

第19回 原子力規格委員会 議事録

1. 日 時 平成17年6月22日（水） 13:30～15:30

2. 場 所 （社）日本電気協会 4階 C, D会議室

3. 出席者（敬称略、五十音順）

出席委員：班目委員長（東京大学），新田副委員長（日本原子力発電），関村幹事（東京大学），青木（原子力安全・保安院），飯塚（東京大学・品質保証分科会長），上杉（発電設備技術検査協会），蝦田（日本電気協会），大西（日本原子力保険プール），大橋（東京大学・運転・保守分科会長），梶田（原子力安全・保安院），唐澤（東京電力），小林（横浜国立大学・構造分科会長），五明（火原協），寺井（東京大学・原子燃料分科会長），中村（関西電力），西脇（原子力安全基盤機構），早川（富士電機システムズ），前田（核燃料サイクル開発機構），水野（鹿島建設），官野（東芝プラントシステム），吉川（京都大学・安全設計分科会長）（21名）

代理出席：倉田（中部電力・水谷代理），佐川（日立製作所・小山田代理），谷口（日本原子力発電・濱田放射線管理分科会長代理）（3名）

欠席委員：饗庭（三菱重工業），青柳（日本原電），柴田（東京大学名誉教授・耐震設計分科会長），鈴木（日本製鋼所），平野（原子力安全基盤機構）（5名）

説明者：遠藤（日本原電・耐震設計分科会幹事），尾崎（関西電力・耐震設計分科会説明者），國頭（東京電力・安全設計分科会説明者），

事務局：浅井，池田，上山，国則，平田，福原（日本電気協会）

4. 配付資料

資料No. 19-1 第18回 原子力規格委員会 議事録（案）

資料No. 19-2-1 原子力規格委員会 委員名簿

資料No. 19-2-2 原子力規格委員会 分科会委員名簿（案）

資料No. 19-3-1 「JEAG4617-200X 中央制御室の計算機化されたヒューマンマシンインタフェースの開発及び設計に関する指針」制定案 審議の経緯について

資料No. 19-3-2 「JEAG4617 中央制御室の計算機化されたヒューマンマシンインタフェースの開発及び設計に関する指針」制定案 公衆審査意見対応案

資料No. 19-3-3 JEAG4617-200X 中央制御室の計算機化されたヒューマンマシンインタフェースの開発及び設計に関する指針 制定案

資料No. 19-4-1 JEAG4618 鋼板コンクリート構造耐震設計技術指針 建物・構築物編 制定案公衆審査意見対応案

資料No. 19-4-2 JEAG4618-2005 鋼板コンクリート構造耐震設計技術指針 建物・構築物編 制定案

資料No. 19-5 JEAG4208「軽水型原子力発電所用蒸気発生器伝熱管の供用期間中検査における渦流探傷試験指針」改定案に関する公衆審査意見募集の結果について

資料No. 19-6 日本電気協会 原子力規格委員会 運営規約 細則 改定案

資料No. 19-7 規格普及活動～講習会～の実施提案について

資料No. 19-8 第7回 原子力関連学協会規格類協議会 議事録（案）

添付資料-1 日本電気協会 原子力規格委員会 規約

添付資料-2 第10回耐震設計分科会 議事録（案）

添付資料-3 第14回 基本方針策定タスク 議事録（案）

添付資料-4 「JEAG4617 中央制御室の計算機化されたヒューマンマシンインタフェースの開発及び設計に関する指針」制定案 公衆審査意見対応案に関する書面投票の結果について

5. 議事

(1) 会議開催定足数の確認について

委員長による代理者の承認後、事務局より、委員総数29名に対して本日の出席委員数は24名であり、委員総数の3分の2以上の出席という、会議開催定足数の条件を満たしていることの報告があった。

(2) 前回議事録の確認について

事務局より、資料No. 19-1に基づき、前回議事録案（事前に配付しコメントを反映済み）の説明があり了承された。

(3) 原子力規格委員会委員長の選任、副委員長及び幹事の指名について

委員長任期の満了に伴い、委員会規約に基づき、委員の出席が5分の4以上であることを確認の上、委員長の選任を行った。委員長候補者として宮野委員より班目委員の、班目委員より関村委員の推薦がそれぞれあり、単記無記名投票の結果、投票総数24票に対し22票と過半数を得た班目委員が委員長に選任された。

続いて、班目委員長より新田委員が副委員長に指名され、委員長が副委員長と協議の結果、関村委員が幹事に指名された。

(4) 原子力規格委員会委員の報告及び分科会委員の承認について

1) 事務局より、資料No. 19-2-1に基づき、小林委員の所属変更、並びに、原子燃料分科会の石野田分科会長の退任と寺井新分科会長の就任が報告された。

2) 事務局より、資料No. 19-2-2に基づき、各分科会にて推薦を得た新委員候補及び退任委員の報告があり、挙手による決議の結果、出席委員全員の賛成で新委員が承認された。

3) 小林委員より、原子力規格委員会の委員候補として、(財)電力中央研究所鹿島光一氏の推薦があり、挙手による決議の結果、出席委員全員の賛成で承認された。

(5) 規格式案公衆審査の意見対応について

1) JEAG4617「中央制御室の計算機化されたヒューマンマシンインタフェースの開発及び設計に関する指針」制定案

國頭安全設計分科会説明者より、資料No. 19-3-1～3に基づき、公衆審査で寄せられた意見とその対応案の説明があり、挙手による決議の結果、出席委員全員の賛成で承認された。

2) JEAG4618「鋼板コンクリート構造耐震設計技術指針 建物・構築物編」制定案

速藤耐震設計分科会幹事、尾崎耐震設計分科会説明者より、資料No. 19-4-1～2に基づき、公衆審査で寄せられた意見とその対応案の説明があった。

本件に関する意見の大略は以下のとおりであった。

a) 資料No. 19-4-1 No. 1-1の現対応案は、この指針の構成を委員会の扱うすべての規格の標準として適用するように受け取られるので、修正すべきではないか。

→解説の記載内容など、それぞれの規格の内容によって適切な構成も異なるので、規格内容に応じて適切な構成を選択すること、従ってすべての規格がこの指針の構成になるわけではないことを説明するように修正する。

上記の修正を反映した内容で公衆審査意見対応とすることに対して、挙手による決議の結果、出席委員全員の賛成で承認された。

なお、委員会全体に係わる内容であるため、事務局で修正案を起草し、委員会三役の確認後分科会に報告することとした。

3) JEAG4208「軽水型原子力発電所用蒸気発生器伝熱管の供用期間中検査における渦流探傷試験指針」改定案

事務局より、資料No. 19-5に基づき、公衆審査の結果、資料請求はあったものの、意見提出はなかったことが報告された。

上記の決議と報告を受け、JEAG4617「中央制御室の計算機化されたヒューマンマシンインタフェースの開発及び設計に関する指針」制定案、JEAG4618「鋼板コンクリート構造耐震設計技術指針 建物・構築物編」制定案及びJEAG4208「軽水型原子力発電所用蒸気発生器伝熱管の供用期間中検査における渦流探傷試験指針」改定案の3件については、制・改定日を6月22日として出版手続きに入ることとした。

(6) 基本方針策定タスクの報告について

1) 原子力規格委員会運営規約細則の改定について

事務局より、資料No. 19-6に基づき、ISO/TC85/SC6原子炉技術国内対策委員会のISO規格の検討依頼に係わる審議細則を追加した、運営規約細則改定案が紹介された。

本件に関する意見の大略は以下のとおりであった。

- a) 本国内対策委員会の位置付けや、上部委員会であるTC85に対応する国内組織との関係は？
→ 本国内対策委員会は、日本工業標準調査会 (JISC) から (財) 日本規格協会を經由して、国内審議団体業務を委託された日本電気協会の審議委員会という位置付けで、正式に認められた委員会である。TC85は、(社) 日本原子力産業会議が国内審議団体業務を委託されており、契約上日本電気協会と親子の関係にはなっていないが、必要な情報はお互いに連絡して共有することになる。
- b) 改定案中に「SC6原子炉技術国内対策委員会」という記載があるが、SC6だけでは他のTCと混同する恐れがあり修正すべきではないか。
→ 改定案5ページの「ISO/TC85/SC6原子炉技術国内対策委員会」という記載箇所を「(以下、SC6原子炉技術国内対策委員会という。)」という記述を追加するように修正する。

上記の修正を反映した内容で運営規約細則を改定することに対して、挙手による決議の結果、出席委員全員の賛成で承認された。

なお、「原子力発電所の耐震設計の基本的考え方、及び一部設計手法」に関する検討依頼があり、改定された運営規約細則と同じ手順で耐震設計分科会で審議し、事務局経由本国内対策委員会に回答されたことが報告された。本件に関し、本国内対策委員会に、国内規格の情報提供や会議への参加なども含めて、国際標準化への協力検討を継続して欲しいとの意見が出された。

2) 規格普及活動～講習会～の実施提案について

事務局より、資料No. 19-7に基づき、規格の普及促進のための講習会実施に関する、規格策定基本方針の変更を含む提案事項が紹介された。

本件に関する意見の大略は以下のとおりであった。

- a) 提案事項の記載に誤記があるので、次のように修正する。「……講習会実施に関する事項を、委員会規約、規格策定基本方針本文、及びその付則として……」
- b) 規格策定基本方針付則-4のタイトルが適切でないので、次のように修正する。「付則-4 講習会開催方針に関する取扱い」
- c) 規格の普及活動に海外に向けた活動は含めるのか？
→ 当面は国内に向けた活動として開始する。

- d) 関係分科会が普及活動の検討や実施の主体となっているが、講習会や資料の内容など関係分科会で設定後、原子力規格委員会で審議する必要はないか？
→原子力規格委員会で何らかの審議を行うやり方もあり得るが、原子力規格委員会が当然責任を持つべき規格の内容や公衆審査対応に比べて、普及活動の内容に関しては関係分科会の責任がより大きくなるものと考えられる。まず、現在の案で講習会の必要性検討から活動を進め、実績を積んだ後に必要があれば基本方針の改定を検討する。
- e) 規格の普及活動は、内容の理解促進の目的で制・改定時に行う講習会、同じ目的で例えば毎年定期的に行う講習会、内容を理解している、あるいは理解しようとしている人が議論に参加するワークショップや、出版物によることも考えられるので、普及活動の形態については継続して検討を行うべきである。

上記の修正を反映した内容で規格策定基本方針を改定することに対して、挙手による決議の結果、出席委員全員の賛成で承認された。

なお、この結論を踏まえて、各分科会において次回の原子力規格委員会までに、講習会開催の必要性を検討することとした。

(7) 原子力関連学協会規格類協議会の報告について

班目委員長より、資料No. 19-8に基づき、第7回原子力関連学協会規格類協議会の議事概要について報告があった。

6. その他

次回の原子力規格委員会は、平成17年9月26日（月）13:30から開催することとした。

以上